足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、足立区内の住宅に家庭用燃料電池システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

（交付対象となる家庭用燃料電池システム）

第２条　この要綱における補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象となるシステムは、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度に基づく機器登録リストに掲載されている機種とする。

（補助金の交付対象）

第３条　本補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

（１）　足立区内に住民登録がある個人であること。

（２）　足立区内の自らが居住する住宅（前号の住民登録に係る住民登録地と同一であるものに限る。）に、新品のシステムを設置すること。

（３）　システムを設置した日（新築の建物に設置した場合は、当該建物の引渡しを受けた日）から１２か月を経過していないこと。

（４）　同一年度内において、本人及び同一世帯に属する者が本補助金の交付決定を受けていないこと。

（５）　同一年度内において、システムを設置した住宅が本補助金の交付決定の対象となっていないこと。ただし、２世帯以上で構成されている場合は、この限りでない。

（６）　機器等を設置した住宅が、過去５年以内（前回本補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度４月１日から５年以内をいう。）に本補助金の交付決定の対象となっていないこと。

（７）　補助対象者に本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第４条　本補助金の対象経費は、システムの設置又は施工に要する経費（消費税を除く。）とし、その範囲は燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管又は配線・配線器具の購入、据付又は工事に関する費用とする。

２　前項の規定にかかわらず、本補助金の補助対象者が自ら工事を行った場合、施工に要する経費は補助対象経費としないこととする。

（補助金の交付額）

第５条　本補助金の額は、５万円とする。

２　前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額及び本補助金に係る交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を前項に定める補助金の額から減額する。この場合において、減額後の補助

金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を本補助金の交付額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭用燃料電池システム設置費補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（１）　システムの設置にかかる領収書の写し（ローンによる支払の場合は、ローンの契約書の写し）

（２）　システムの設置にかかる領収書の内訳を記載した書面の写し

（３）　システムの形状、規格、構造等が確認できるパンフレット、カタログ等の写し

（４）　システムを設置した状況が確認できるカラー写真

（５）　対象となるシステムの設置日（新築の住宅に設置した場合にあっては、引渡しを受けた日）及び製造番号が確認できる書類の写し（メーカーが発行した保証書等）

（６）　自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置した場合は、建物所有者（共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者）の承諾書（第２号様式）

（７）　本補助金の申請を行う前々年度１月１日における住民登録地が足立区以外の場合は、本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後３か月以内のものに限る。）

（８）　その他、区長が必要と認める書類

２　前項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

３　前項の受付については、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を終了する。

４　前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該申請者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

（補助金の交付決定及び不交付決定）

第７条　区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第２条及び第３条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、当該申請者に対して、家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定通知書（第３号様式）により通知する。

２　区長は、申請者について第２条若しくは第３条に規定する基準に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、家庭用燃料電池システム設置費補助金不交付決定通知書（第４号様式）により、当該申請者に通知する。

３　第１項の規定による交付決定を受けた者（以下「本補助金交付決定者」という。）は、家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第５号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第８条　区長は、前条第３項の規定により家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書

兼口座振替依頼書の提出を受けた場合は、速やかに本補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第９条　本補助金交付決定者は、本補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度４月１日から５年以内に、補助金の交付対象となった家庭用燃料電池システムの処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書（第６号様式）を事前（事前に提出が困難な場合は、事後）に、区長に提出し、承認を受けなければならない。

２　区長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該補助金交付決定者に対し家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認通知書（第７号様式）により通知する。

３　区長は、前項の審査の結果、正当な理由がないと認めたときは、家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分不承認通知書（第８号様式）により当該補助金交付決定者に通知する。

（交付決定の取消し）

第１０条　区長は、本補助金交付決定者が次のいずれかに該当すると認める場合は、本補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他不正の手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　前条第１項の規定による承認を受けずに、本補助金の交付対象となったシステムの処分をしたとき。

（３）　本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

（４）　その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定取消通知書（第９号様式）により当該補助金交付決定者に対し通知する。

（補助金の返還）

第１１条　本補助金交付決定者は、区長が本補助金の交付決定を取り消した場合において、既に本補助金が交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

（状況調査）

第１２条　区長は、必要に応じて本補助金の対象となったシステムの状況調査を行うことができる。

（省エネ・節電活動への取組）

第１３条　本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

（管理義務）

第１４条　本補助金交付決定者は、当該システムを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

（調査協力）

第１５条　本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力する

ものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和５０年足立区規則第６号）による。

付　則（２５足環政発第４１３５号　平成２６年３月２５日　区長決定）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則（２６足環政発第８０号　平成２７年４月１７日　区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

付　則（２７足環政発第３４４６号　平成２８年３月３１日区長決定）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

付　則（２８足環政発第３８５９号　平成２９年３月３１日区長決定）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付　則（２９足環政発第３３１０号　平成３０年３月２７日区長決定）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付　則（３０足環政発第３４１６号　平成３１年３月２９日区長決定）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則（３１足環政発第３５０８号　令和２年３月１２日区長決定）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（２足環政発第３８３９号　令和３年３月１９日区長決定）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（３足環政発第４６２７号　令和４年３月３０日区長決定）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則（４足環政発第４２９４号　令和５年３月１６日区長決定）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（５足環政発第５０３１号　令和６年３月２８日　区長決定）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（６足環政発第５３８５号　令和７年３月３１日　区長決定）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

（提　出　先）
足　立　区　長

申請者

住　所	〒　　－ 足立区
ふりがな	
申 請 者 名	
電話番号　　－　　－ （昼間の連絡先　　－　　－　　）	

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付申請書

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。
本補助申請にあたっては、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。
また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

１　メーカー名・品名				
２　設置日	年　　月　　日（※新築の場合は、建物引渡日）			
３　補助金交付申請額	円			
４　他の補助金の有・無 （□に✓をしてください。）	申請状況	□申請済み　□申請予定　□申請予定なし		
	団体名		補助金交付額（予定）	円
５　申請書提出者 （申請者と異なる場合は記入）	会社名： 担当者： 連絡先：			

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します（本人が手書きしない場合は、記名押印してください）。

申請者名

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

（提出先）

足立区長

（承諾者）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

承　諾　書

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金の申請にかかる下記の建築物は、（　私の所有　・　申請者と私との共有　）にかかるものですが、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象システムを設置することを承諾します。

記

（対象システムの設置を予定する住所等）

１　システムの設置を予定する建築物の住所

２　申請者の住所

３　申請者氏名

４　申請者との関係

第３号様式（第７条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区長

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

１　システムを設置した建物の住所

足立区

２　補助金交付金額

￥　　―

３　補助金交付決定後の注意事項

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、補助金の交付決定日が属する年度の翌年度４月１日から５年以内に、補助金の交付対象となったシステムを処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し承認を受ける必要があります。

４　補助金の交付決定の取消しおよび補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

（１）虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。

（２）補助金の交付対象となったシステムについて未承認の財産処分をしたとき。

（３）その他、本補助金の交付要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No.

第４号様式（第７条関係）

足　　収第　　号
年　　月　　日

様

足立区長

家庭用燃料電池システム設置費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第７条第２項の規定に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

１　システムを設置した建物の住所

足立区

２　理　由

No.

第５号様式（第７条関係）

年　　月　　日

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第７条第３項に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	¥					

〒

住　所

申請者名
（本人が手書きしない場合は、記名押印してください。）

電話番号

（提出先）
足　立　区　長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振込指定口座	銀　行・信用組合 信用金庫・農　協　　本　店 支　店 出張所									
	預金種別	普 通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

＊口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No.

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します（本人が手書きしない場合は、記名押印してください）。

申請者名

第６号様式（第９条関係）

年　　月　　日

（提　出　先）
足立区長

（申請者）

住　所	〒　　－
ふりがな	
申請者名	
電話番号　　－　　－ （昼間の連絡先　　－　　－　　）	

家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書

先に家庭用燃料電池システム設置費補助金の交付決定を受けた家庭用燃料電池システムの処分について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第９条第１項に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　交付決定番号及び年月日

年　　月　　日付　　足　　収第　　号

２　処分の予定日　　年　　月　　日から
（　　年　　月　　日まで）

３　処分の内容（該当する項目を○で囲んでください。）

売却　・　譲渡　・　交換　・　貸与　・　担保　・　廃棄　・その他

その他の場合は具体的に記入してください。
［　　］

４　処分の理由

第７号様式（第９条関係）

足　収第　　号
年　月　日

様

足立区長

家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認通知書

先に届出のあった家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第９条第２項に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

１　交付決定番号及び年月日

年　月　日付　足　収第　号

２　処分承認日　年　月　日

３　処分の内容

第８号様式（第９条関係）

足　収第　　号
年　月　日

様

足立区長

家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分不承認通知書

先に申請のあった家庭用燃料電池システム設置費補助金に係る財産処分承認申請について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第９条第３項に基づき、不承認としましたので通知します。

記

１　交付決定番号及び年月日

年　月　日付　足　収第　号

２　不承認の理由

第９号様式（第１０条関係）

足　　発第　　　　号
年　　月　　日

様

足立区長

家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定取消通知書

足　　収第　　　　号、　　　年　　月　　日付で通知した家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定について、足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第１０条第１項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

１　システムを設置した建物の住所

足立区

２　理　由

３　補助金交付決定取消金額

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿—